

第2弾安曇野市プレミアム付き商品券発行事業実施要領

令和2年9月25日
安曇野市商工会

1. 趣旨

安曇野市より委託を受けて、安曇野市商工会（以下「商工会」という。）が実施するプレミアム付き商品券（以下「商品券」という。）発行事業についてこの要領により商品券の取扱を定める。

2. 事業の目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大により冷え込んだ市内経済活動と消費意欲を下支えするため、プレミアムを付けた商品券を発行することで消費マインドを喚起し、地元消費の拡大と地域経済の活性化を目的とする。

3. 商品券の名称

今回発行する商品券の名称は、「第2弾安曇野市ささえあいプレミアム商品券」と称する。

4. 発行総額とプレミアム額

商品券の発行総額は5億5900万円とし、その内、1億2900万円をプレミアムとする。

5. 発行内容

額面1,000円の商品券13枚（1万3千円分）1セットを、1万円で発売し、バラ売りはしないこととする。販売セット数は43,000セットで、商品券13枚の内、8枚が大型店でも利用できる共通券で、残り5枚が大型店以外で利用できる普通券とする。

6. 大型店舗

大型店舗とは、売り場面積が1,000平方メートル以上の店舗及びそのテナントとする。

7. プレミアム商品券の申込み方法及び購入者の決定

安曇野市の広報（10月21日発行 お知らせ版321号）にA3版二つ折りのチラシを折込み、そのチラシに印刷されている往復ハガキにて申込みをする。申込みの締め切りは令和2年11月6日必着分までを有効とする。応募多数の場合は抽選にて購入者を決定することとし、抽選は安曇野市商工会穂高会館にて実施する。

購入者には返信用ハガキにプレミアム商品券の販売日時、販売場所等必要事項を記入し送付する。
尚、販売予定数に達しなかった場合は、追加販売を行う。

8. 販売期間

販売期間は令和2年11月24日（火）から令和2年12月25日（金）までとする。

9. 販売日時と販売場所

令和2年11月24日（火）から令和2年12月25日（金）まで、市内の14郵便局で、土日祝日を除き午前9時から午後5時まで販売する。

なお、11月29日（日）と12月6日（日）については、市役所本庁舎、穂高商工会館の2会場で、午前10時から午後3時まで販売を行う。

10. 商品券販売対象者

販売対象者は応募当選者とする。予定数に達しない場合は、追加応募当選者とする。

11. 購入限度額等

- （1）購入限度は、当初発売期間中（8. に定める期間）については、専用往復ハガキ1通につき3セットまでとする。
- （2）上記販売期間終了後に残った商品券については、追加販売をする。

12. 有効期間

令和2年12月1日（火）から令和3年1月31日（日）までとする。

13. 取扱店

- (1) 商品券を取り扱う事業者は安曇野市内に事業所を構え当事業に参加を希望したものとする。
- (2) 取扱店の参加希望については、別に期間及び方法を決めて募集する。
- (3) 取扱店は、取扱店のポスター等を店頭に掲示する。
- (4) 取扱店の登録にあたって登録手数料は不要とする。
- (5) 取扱店は、「安曇野つなぐプロジェクト」のステッカー等を店頭に掲示し、適切な感染防止に取り組むこと。

14. 対象商品等

商品券は、すべての商品並びにサービス等について使用できる。但し、換金性の高い商品（例えば、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、テレホンカードのようなプリペイドカード、たばこ（たばこ事業法による）等）及び公共料金・税金は対象外とする。又、各事業所で取り扱いできないものがある場合は、各店店頭はその旨表示する。

15. つり銭

つり銭は出さない。

16. 換金手続きと換金手数料

取扱店が使用された商品券を換金する時は、商品券の裏面に店名を記入し、豊科商工会館若しくは穂高商工会館のいずれかに、換金請求書を添えて換金指定日（毎週木曜日）に提出する。

但し、大型店については別途定める。

換金手続きは令和2年12月10日（木）から開始する。最終の換金手続きは令和3年2月11日（木）が祭日の為、翌2月12日（金）までとし、2月13日以降の換金手続きは実施しない。

なお、換金手数料は不要とする。

17. 振込日

商工会は、取扱店が指定した金融機関の口座へ、換金請求書の提出日から7営業日までに振り込むこととする。

18. 禁止行為

商品券の購入者並びに取扱店は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 商品券を他へ売却すること。
- (2) 取扱店自ら商品券を購入し、その商品券をそのまま換金すること。
- (3) 取扱店自ら消費者が使用した商品券を再び使用すること。（再流通の禁止）
- (4) その他本商品券事業の目的に反すること。

19. 偽造券

商品購入に使用される商品券が明らかに偽造商品券であることを発見した場合、取扱店は受取りを拒否できる。また、受取った商品券が偽造券であることを発見した時は、直ちに商工会へ連絡すること。

但し、既に受け取った偽造商品券については、偽造商品券の額面相当額を取扱店が負担すること。

20. その他

この要領に定めることのほか、必要がある事項は別に定める。

附 則

本要領は令和2年11月24日から実施する。